

工事書類簡素化の方針

令和4年1月1日現在

【工事实績情報サービス（CORINS）への登録】

記載頁	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.1.4 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）1.1.4 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）1.1.4 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.1.4 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）1.1.4 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）1.1.4 公共建築木造工事標準仕様書 1.1.4 建築物解体工事共通仕様書 1.1.4
内容	工事实績情報サービス（CORINS）への登録が特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日は含まない。 （ア）工事受注時：契約締結後10日以内 （イ）登録内容の変更時：変更契約締結後10日以内 （ウ）工事完成時：工事完成後10日以内 なお、変更登録は、工期又は技術者の変更が生じた場合に行う。 登録後は直ちに登録されたことを証明する資料を、監督員に提出する。 なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できる。
簡素化の方針	工事請負金額が500万円未満の工事については、登録を不要とする。

【工種別施工計画書】

記載頁	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1.2.2 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）1.2.2 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）1.2.2 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.2.2 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）1.2.2 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）1.2.2 公共建築木造工事標準仕様書 1.2.2
内容	受注者は、「工種別施工計画書」を当該工種に係る工事に着手する前に作成し、監督員の承諾を受ける。「工種別施工計画書」は、「総合施工計画書」に基づいて、工種別の施工計画を定めたものであり、「施工要領書」と呼ばれるものを含む。原則として、設計図書と相違があってはならない。 施工計画書に記載する内容は、仮設計画、安全・衛生対策、工程管理、品質管理、品質計画、養生計画等とする。ただし、特記仕様書に施工計画書の記載内容等が定められた場合は、特記仕様書による。
簡素化の方針	工種別施工計画書について、監督員は、当該工種の直接工事費が原則として100万円以下の工種については、工種別施工計画書の提出を省略することができる。